

第8次医療計画における在宅医療の 体制について

令和7年7月30日
富山県高岡厚生センター

国の流れ・方向性

在宅医療の体制（第8次医療計画の見直しのポイント）

概要

- 今後見込まれる在宅医療の需要の増加に向け、地域の実情に応じた在宅医療の体制整備を進める。「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を医療計画に位置付け、適切な在宅医療の圏域を設定する。
- 在宅療養患者の急変時に適切に対応するための情報共有や連携を進める。また、看取りに際し本人・家族の希望に沿った医療・ケアの提供を進める。平時から在宅医療に係る関係機関の連携体制の構築を進め、災害時における業務継続計画(BCP)の策定を推進する。
- 医師・歯科医師の定期的な診察と適切な評価に基づく指示による、在宅療養患者への医療・ケアの提供を進める。在宅医療における各職種の機能・役割について明確にする。

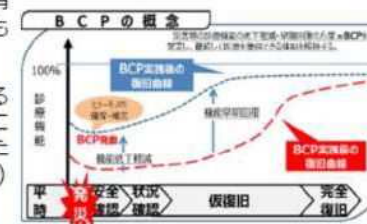
在宅医療の提供体制



- 国は、都道府県に対し、訪問診療及び訪問看護の必要量の推計等を提供する。都道府県は、国から提供を受けたデータを踏まえ、在宅介護の提供体制も勘案しながら在宅医療の体制整備を進める。
- 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」について、それぞれが担うべき機能や役割を整理する。
- 「在宅医療に必要な連携を担う拠点」と「在宅医療・介護連携推進事業」との連携を進める。

急変時・看取り、災害時等における整備体制

- 在宅医療における急変時対応に関係する機関として消防機関や後方支援を行う医療機関を明確化するとともに、地域の在宅医療の協議の場への参加を促す。
- 災害時には、各関係機関での連携が重要になることから、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」等において平時から連携を進めるとともに、国が策定した手引きや事業等も活用しながら、業務継続計画(BCP)の策定を推進する。

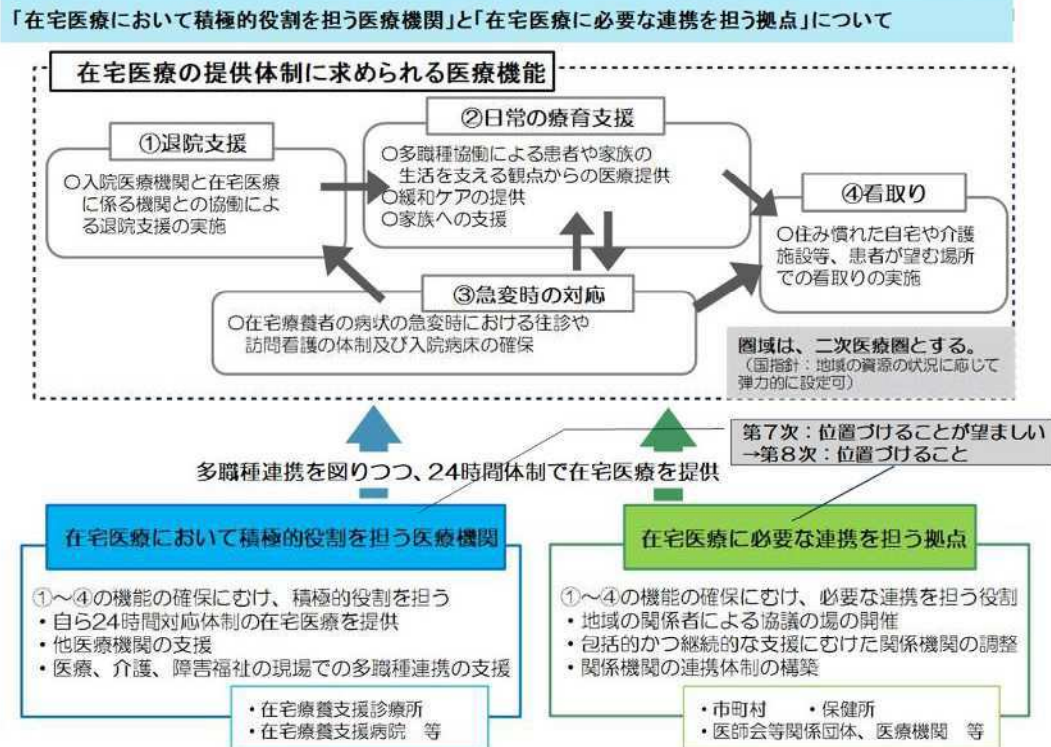


在宅医療における各職種の関わり

- 訪問看護について、退院に向けた医療機関との共同指導、ターミナルケア等の機能や役割に着目した整備や、事業所間の連携、業務効率化等について取組を進める。
- 歯科診療所と後方支援機能を有する歯科医療機関との連携や医科歯科連携の体制構築を進めるとともに、歯科衛生士の機能・役割や訪問歯科診療への関わりについて明確化する。
- 多様な病態の患者への対応やターミナルケアへの参画等の観点から、在宅医療に関わる薬剤師の資質向上を図り、麻薬や無菌製剤の調剤、小児在宅、24時間対応が可能な薬局の整備を進め、在宅医療に必要な医薬品等の提供体制を構築する。
- 在宅療養患者が居宅において生活機能の回復・維持を図る観点からリハビリテーション提供体制の整備は重要であり、その機能・役割について明確化する。
- 在宅療養患者の状態に応じた栄養管理を充実させるために、管理栄養士が配置されている在宅療養支援病院や栄養ケア・ステーション等の活用も含めた訪問栄養食事指導の体制整備が重要であり、その機能・役割について明確化する。

「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」と「在宅医療に必要な連携を担う拠点」について

1 在宅医療の体制について



2 第8次富山県医療計画



出典：富山県高齢福祉課第1回富山県あんしん在宅医・訪問看護推進会議資料（R5.9.4）を高岡厚生センターにて一部改変

第8次医療計画における「在宅医療に必要な連携を担う拠点」について

第8次医療計画へ向けた「在宅医療の体制構築に係る指針」において、①退院支援、②日常療養支援、③急変時の対応、④看取りの在宅医療の4つの機能の整備に向け、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を医療計画に位置付けることとし、記載内容について整理した。また、在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携について記載した。

<「在宅医療の体制構築に係る指針」>

第2 医療体制の構築に必要な事項

2 各医療機能と連携

(6) 在宅医療に必要な連携を担う拠点

前記(1)から(4)までに掲げる目標の達成に向けて、地域の実情に応じ、病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等の主体のいずれかを在宅医療に必要な連携を担う拠点として医療計画に位置付けること。

在宅医療に必要な連携を担う拠点を医療計画に位置付ける際には、市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携を図ることが重要である。

また、在宅医療・介護連携推進事業の実施主体と、在宅医療に必要な連携を担う拠点とが同一となることも想定される。さらに障害福祉に係る相談支援の取組との整合性に留意し、事前に市町村と十分に協議することが重要である。

なお、前項の在宅医療において積極的役割を担う医療機関が在宅医療に必要な連携を担う拠点となることも可能である。

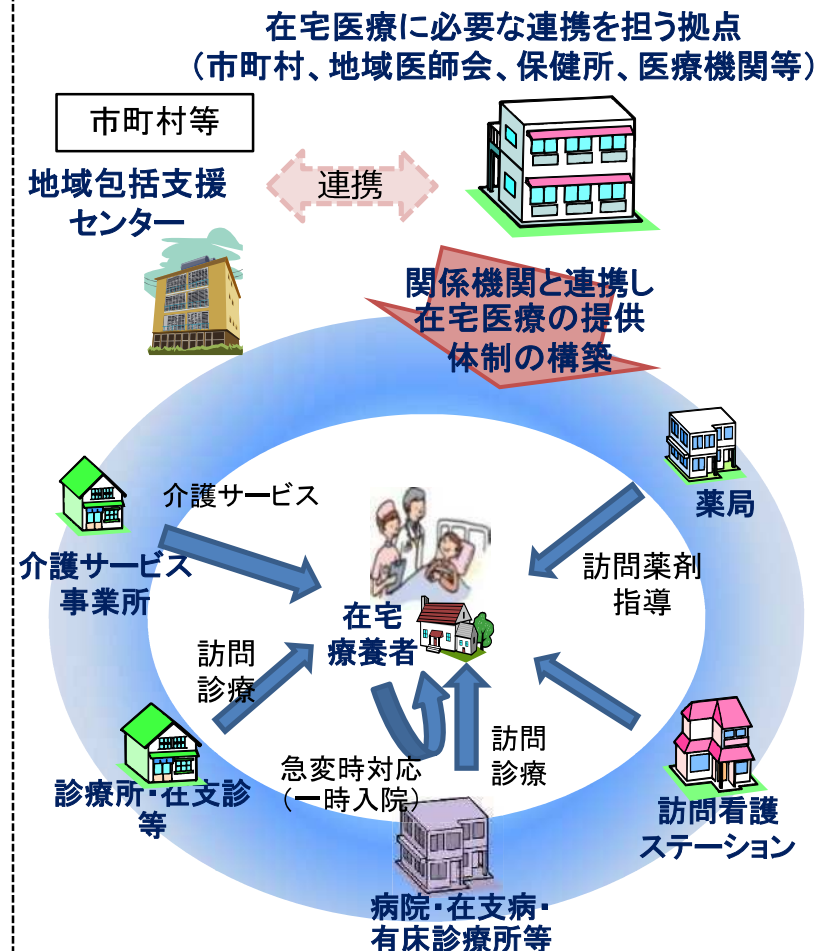
① 目標

- ・多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ること
- ・在宅医療に関する人材育成を行うこと
- ・在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行うこと
- ・災害時及び災害に備えた体制構築への支援を行うこと

② 在宅医療に必要な連携を担う拠点に求められる事項

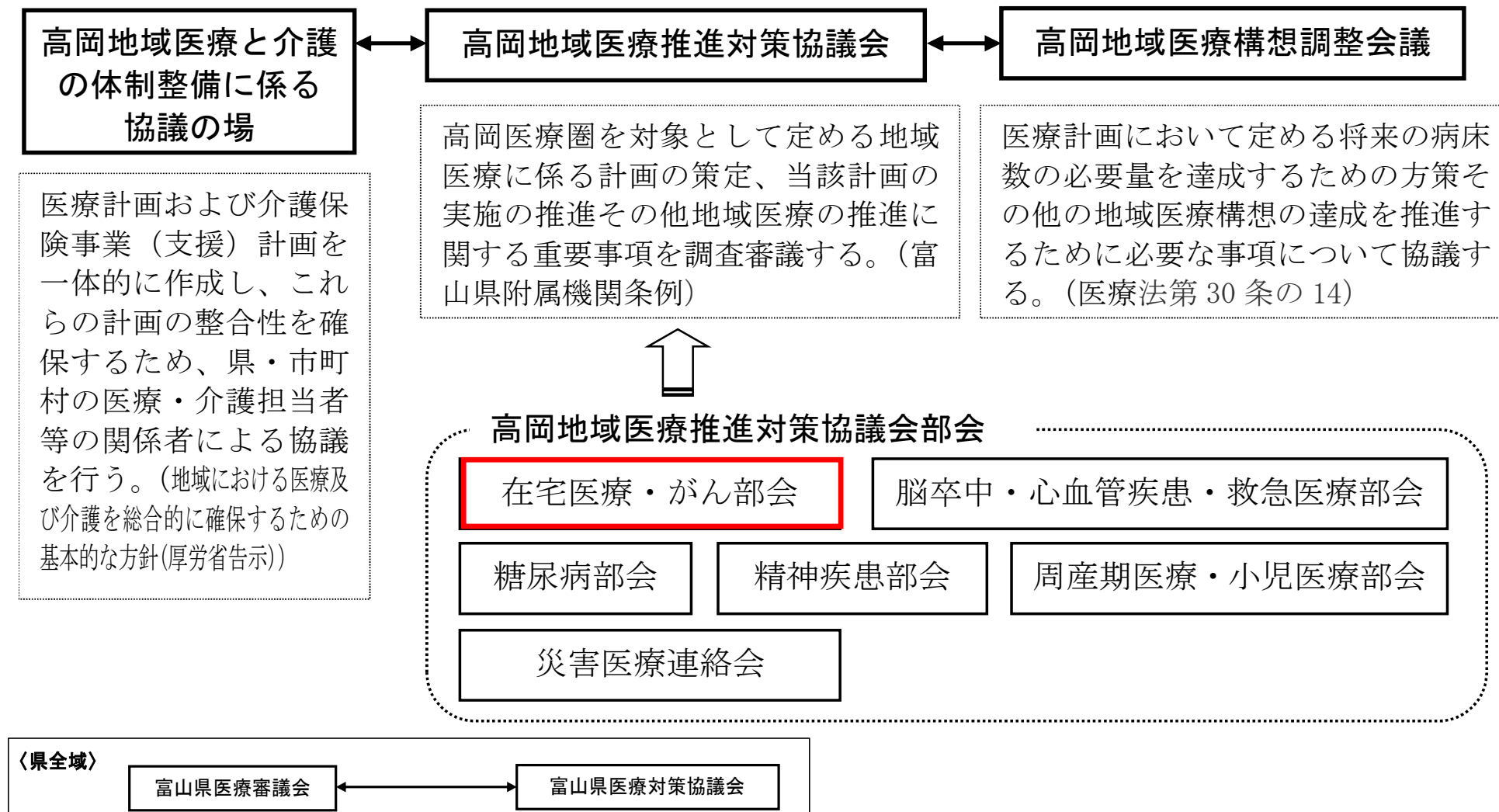
- ・地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること
- ・地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するように、関係機関との調整を行うこと
- ・質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること
- ・在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと
- ・在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること

※ 赤字は第8次医療計画へ向けた指針において新たに記載された内容



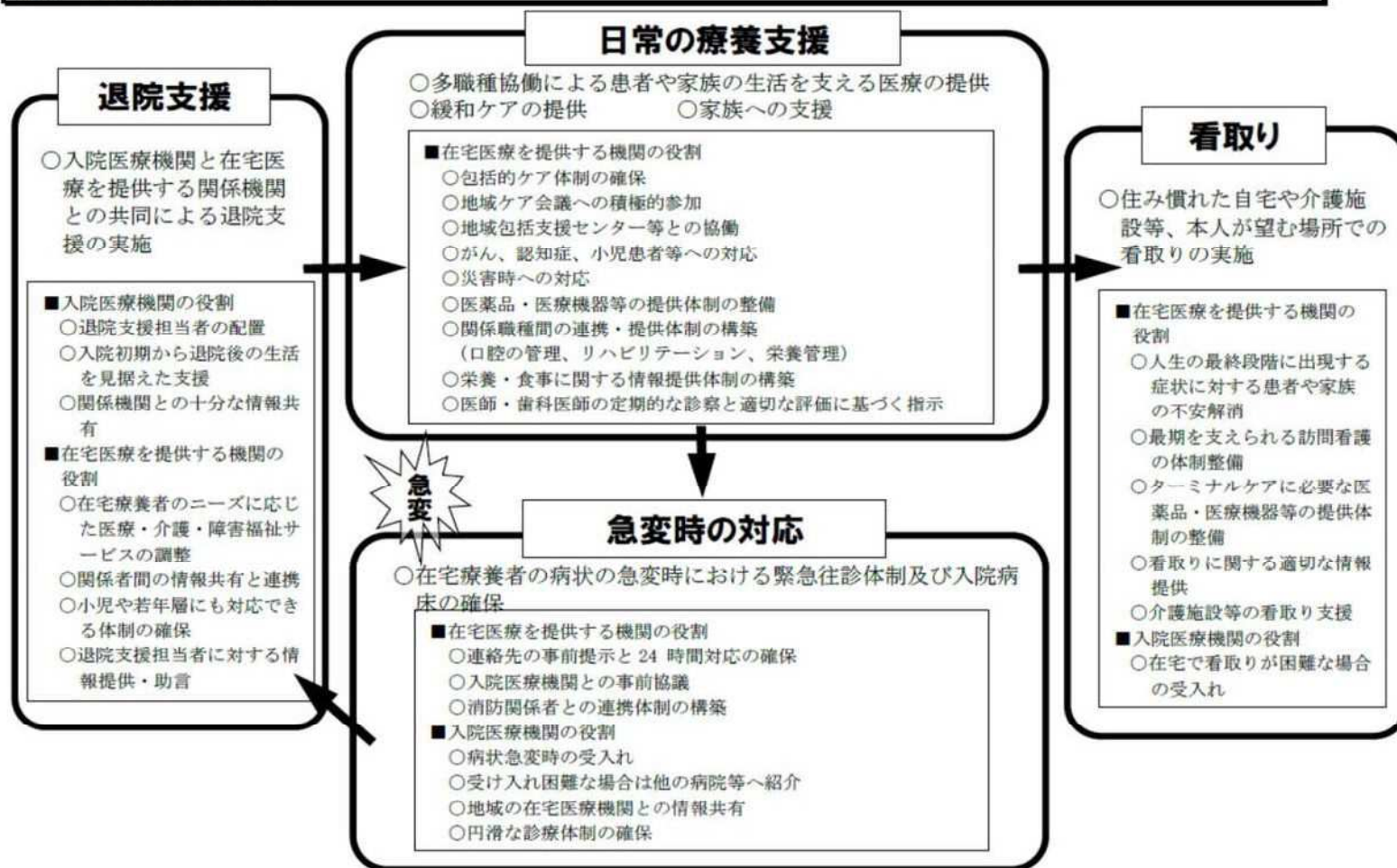
【出典】「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」
(令和5年3月31日医政局地域医療計画課長通知(令和5年6月29日一部改正))

医療計画に係る県の審議会・協議会等について 〈高岡医療圏〉



第8次富山県医療計画における在宅医療の体制について

第6 在宅医療の提供体制



第8次富山県医療計画における在宅医療の体制について

在宅医療に必要な連携を担う拠点

目 標

- 多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ること
- 在宅医療に関する人材育成を行うこと
- 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行うこと
- 災害時及び災害に備えた体制構築への支援を行うこと

■在宅医療に必要な連携を担う拠点到求められる事項

- 地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的を開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること
- 地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するように、関係機関との調整を行うこと
- 質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること
- 在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと
- 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること

拠点

- 市町村
- 在宅医療支援センター
- 地域医療支援病院

在宅医療に必要な連携を担う拠点

【出典】富山県医療計画（2024(令和6)年3月改定

<https://www.pref.toyama.jp/1204/kurashi/kenkou/iryou/kj00006481/iryoikeikaku.html>

新川

番号	名称	所在地	備考
1	新川地域在宅医療支援センター	黒部市	
2	黒部市民病院	黒部市	地域医療支援病院
3	富山労災病院	魚津市	地域医療支援病院

富山

番号	名称	所在地	備考
1	富山市医師会在宅医療支援センター	富山市	
2	滑川市	滑川市	
3	滑川市医師会在宅医療支援センター	滑川市	
4	たてやまつるぎ在宅ネットワーク（中新川在宅医療推進協議会）		
5	富山県立中央病院	富山市	地域医療支援病院
6	富山市民病院	富山市	地域医療支援病院
7	富山赤十字病院	富山市	地域医療支援病院
8	済生会富山病院	富山市	地域医療支援病院

高岡

番号	名称	所在地	備考
1	高岡市	高岡市	
2	高岡市医師会（高岡市在宅医療支援センター）	高岡市	
3	氷見市	氷見市	
4	氷見市医師会（氷見市在宅医療支援センター）	氷見市	
5	射水市	射水市	
6	射水市医師会（射水市在宅医療支援センター）	射水市	
7	厚生連高岡病院	高岡市	地域医療支援病院
8	済生会高岡病院	高岡市	地域医療支援病院
9	高岡市民病院	高岡市	地域医療支援病院

砺波

番号	名称	所在地	備考
1	砺波市	砺波市	
2	砺波在宅医療支援センター（砺波医師会）	砺波市	
3	小矢部市医師会在宅医療支援センター	小矢部市	
4	南砺市民病院	南砺市	
5	公立南砺中央病院	南砺市	
6	南砺市在宅医療支援センター	南砺市	
7	市立砺波総合病院	砺波市	地域医療支援病院

新たな地域医療構想の策定に向けて

令和6年8月26日 第7回「新たな地域医療構想等に関する検討会」資料

新たな地域医療構想の基本的な方向性（案）

病床の機能分化・連携を中心とした地域医療構想をバージョンアップし、85歳以上の高齢者の増加や人口減少がさらに進む2040年頃、さらにその先も見据え、全ての地域・全ての世代の患者が適切な医療を受けられる体制を構築できるよう、入院医療だけでなく、外来医療・在宅医療、介護との連携等を含む、医療提供体制全体の新たな地域医療構想を策定する。

現行の地域医療構想

新たな地域医療構想

病床の機能分化・連携



入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携等を含む、医療提供体制全体の課題解決を図るための地域医療構想へ

地域の患者・要介護者を支えられる地域全体を俯瞰した構想

85歳以上の高齢者の増加に伴う高齢者救急や在宅医療等の医療・介護需要の増大等、2040年頃を見据えた課題に対応するため、入院に限らず医療提供体制全体を対象とした地域医療構想を策定する。

今後の連携・再編・集約化をイメージできる医療機関機能に着目した医療提供体制の構築

病床機能だけでなく、急性期医療の提供、高齢者救急の受け皿、在宅医療提供の拠点等、地域で求められる医療機関の役割も踏まえ医療提供体制を構築する。

限られたマンパワーにおけるより効率的な医療提供の実現

医療DXや働き方改革の取組、地域の医療・介護の連携強化等を通じて、生産性を向上させ、持続可能な医療提供体制モデルを確立する。

《今後の予定》

令和7年度（2025年度） 新たな地域医療構想に関するガイドラインの検討・発出
令和8年度（2026年度） 新たな地域医療構想の検討・策定

基本目標		基本的な方向性		改訂のポイント	
○ 患者本位の安心で質の高い保健医療提供体制の確保		○人口減少と高齢化が進行する中で、安全で質の高い医療を効果的に提供するためには、働き方改革の本格実施にも対応しながら、引き続き医師の確保・育成と定着に取り組むとともに、地域ごとの状況をよく踏まえ、地域包括ケアシステム等の一層の推進、医療機能の役割分担と連携強化、さらには、医療資源の集約化、重点化を進めることも不可欠であると考えられる。		○新型コロナウイルス感染症の感染拡大による地域医療の様々な課題や人口構造の変化への対応 ○新たな事業として新興感染症への対応に関する事項を追加する ○新興感染症の発生・まん延時や災害時等においても必要な医療が提供できる体制の促進 ○「医師確保計画」「外来医療計画」についても第8次医療計画の策定と併せて見直しを行う ○2024（令和6）年4月に医師の時間外・休日労働の上限規制が施行されることへの対応	
5疾病 6事業・在宅医療の主な内容					
— 5 疾 病 —					
① がん					
現状・課題					
・望ましい生活習慣の確立とたばこ対策の充実・強化					
・がんの早期発見体制の強化					
・チーム医療の推進					
・相談支援の充実					
・緩和ケアを含めた在宅療養支援体制の充実					
主な施策					
・企業・団体等と連携したたばこ対策の推進					
・がん検診・精密検査受診率の向上					
・専門性を活かしたチーム医療の推進					
・多様な相談ニーズに対応した相談支援の充実					
・多職種連携による在宅療養支援体制の充実					
② 脳卒中					
現状・課題					
・発症予防のための望ましい生活習慣の確立					
・医療が必要な者への受診勧奨の強化					
・専門的治療に関する連携強化					
・デジタル技術を活用した医療連携					
・日常生活への移行に向けた医療・介護連携の推進					
主な施策					
・生活習慣病などの危険因子に関する県民への普及啓発					
・医療保険者・事業所等と協力した受診勧奨の強化と保健指導実施率の向上					
・超急性期の専門的医療機関との連携強化					
・遠隔医療やデジタル技術を活用した医療機関連携の支援					
・急性期・回復期・維持期における切れ目ない連携の支援					
③ 心血管疾患					
現状・課題					
・発症予防のための望ましい生活習慣の確立					
・医療が必要な者への受診勧奨の強化					
・専門的治療の推進					
・合併症や再発予防のためのリハビリテーションの推進					
・心不全の再発防止のための連携体制の構築					
主な施策					
・生活習慣病などの危険因子に関する県民への普及啓発					
・医療保険者・事業所等と協力した受診勧奨の強化と保健指導実施率の向上					
・専門的治療の速やかな開始のための体制整備					
・心血管疾患リハビリテーションの推進					
・心不全の再発防止のための多職種・多機関連携の推進					
④ 糖尿病					
現状・課題					
・発症予防のための望ましい生活習慣の確立					
・糖尿病予防のための健康診断・保健指導の強化					
・かかりつけ医と専門医の連携による治療体制の整備					
・慢性合併症の発症予防・重症化予防					
・重症化予防のための関係者の連携強化					
主な施策					
・糖尿病予防・重症化予防に関する普及啓発					
・医療機関や地域の多職種連携による効果的な保健指導の推進					
・かかりつけ医と専門医の連携による適切な治療薬の選択					
・合併症の専門治療を行う医療機関とかかりつけ医の連携					
・高齢者に対する保健事業と介護予防事業との一体的実施による重症化予防の推進					
⑤ 精神疾患					
現状・課題					
・こころの健康づくりのための相談支援体制の充実					
・地域生活に必要な住まいや支援人材の確保					
・多様な精神疾患等に対応する医療提供体制の整備					
主な施策					
・市町村、厚生センター、心の健康センターにおける重層的な相談支援体制の整備					
・地域移行の受け皿となるグループホームの整備推進					
・メンタルヘルスサポーターやピア・フレンズ等、地域生活を支援する人材の養成					
・医療機能の明確化と情報提供による適切な受診支援					
・治療抵抗性統合失調症治療薬や閉鎖循環式全身麻酔の精神科電気痙攣療法（mECT）等による治療を適切に受けられる地域連携体制の構築					
・依存症や摂食障害等、多様な精神疾患等に対する保健医療体制の整備					
— 6 事 業 —					
① 救急医療					
現状・課題					
・軽症（入院不要）の救急搬送患者が多い					
・高齢救急患者の増加への対応など					
・2次輪番病院等、救急医療機関の負担が増大					
主な施策					
・救急医療の適正受診についての普及啓発					
・増加する高齢救急患者に対する関係機関の連携強化					
・救急医療機関と救命期後に対応する医療機関等との連携体制の充実・検討					
・救急医療機関間の役割の明確化、機能分担の推進					
② 災害医療					
現状・課題					
・災害拠点病院の機能強化					
・災害拠点病院以外の病院の災害対応の向上					
・豪雨災害に備えた病院の浸水対策					
・災害医療関係者間の連携強化					
主な施策					
・災害拠点病院の機能強化（BCP、訓練）					
・災害拠点病院以外の病院の耐震化、BCPの促進					
・自家発電機の高所移設などの浸水対策の推進					
・災害医療コーディネーターやDHEATを中心とした連携体制の整備					
③ 新興感染症発生・まん延時における医療					
現状・課題					
・平時から新興感染症発生・まん延時の医療提供体制の検討、準備					
・感染症以外の患者も含めた切れ目のない医療提供体制の整備					
・感染拡大の抑制による医療ひっ迫の回避					
・県民が感染症に関する正しい知識の普及啓発					
・新たな感染症に対応できる医療専門職等人材の育成・確保					
主な施策					
・感染症対策連携協議会の設置による関係機関との連携					
・医療措置協定の締結による医療提供体制の確保					
・妊産婦や精神疾患患者等、特に配慮が必要な患者への医療の提供					
・感染対策指導による感染症の発生の予防・まん延防止					
・患者や医療従事者、その家族等への差別的取扱いの防止					
・感染症予防に関する人材育成及び資質の向上					
④ へき地医療					
現状・課題					
・無医地区・準無医地区における、へき地医療拠点病院による巡回診療、代診医派遣等の継続					
主な施策					
・へき地医療拠点病院の巡回診療等に対する運営支援					
・へき地医療に従事する医師の確保					
⑤ 周産期医療					
現状・課題					
・周産期医療機関の機能の分担、重点化による連携強化					
・妊娠期から子育て期への切れ目ない支援					
・在宅療養児及び家族に対する支援体制の強化					
主な施策					
・周産期医療機関の機能分担と連携の推進					
・地域の特性に応じた病診連携や市町村の母子保健事業との連携を一層強化					
・ライフステージに応じた障害児支援のための多様なサービス提供体制の充実					
⑥ 小児医療					
現状・課題					
・小児救急医療機関の負担軽減					
・小児救急外来への軽症者の受診が多い					
・高度小児専門医療の一層の充実					
・医療的ケア児への対応の強化					
・子どものこころの問題に対する診療体制の強化					
主な施策					
・小児救急医療の適正受診についての普及啓発					
・小児二次輪番体制の持続可能なスタイルでの運用					
・高度小児専門医療に対応する病院間のネットワーク強化					
・医療的ケア児に係るレスパイト体制の充実					
・子どものこころの診療を担う小児科医・児童精神科医の育成					
—在宅医療—					
現状・課題					
・質の高い入院支援の実施と多職種連携の仕組みづくり					
・在宅医療に取り組む医師確保・人材育成及び在宅主治医の相互補完・連携協力					
・訪問看護ステーションや訪問看護師の増加と機能強化					
・在宅看取りを含めた在宅医療への県民の理解					
・自宅で最期を迎えることを可能にする医療及び介護体制					
・誤嚥性肺炎の予防における口腔管理の重要性					
主な施策					
・入院初期から退院後の生活を見据えた退院支援					
・在宅医療に取り組む医師の確保、人材育成と連携協力体制					
・訪問看護ステーションの規模拡大や機能強化					
・在宅医療・介護サービスの普及啓発、看取り体制の構築					
・口腔ケアの重要性に係る普及啓発と歯科専門職の資質向上等					